

令和4年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション 促進支援事業補助金

～外国人介護職員と日本人職員、利用者等との円滑なコミュニケーションを促進する
事業所の取組を支援します～

対象事業所

サービスの種類				
訪問介護	通所介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護福祉施設 サービス
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保健施設 サービス
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	(介護予防) 短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅 介護	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	介護医療院 サービス
夜間対応型 訪問介護	(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護	介護療養施設 サービス

(注1) 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

(注2) 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

対象事業所の要件

- 外国人介護職員1名以上を、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1か月以上雇用すること
- ※ **外国人介護職員がどのような在留資格であるかは問いません。**
日本人の配偶者や永住者等の在留資格を有する外国人を含みます。

補助対象事業

- (1) 介護業務マニュアルの作成(外国人介護職員の母国語への翻訳を含む。)
- (2) 介護業務マニュアルの購入
- (3) 多言語翻訳機の購入又はリース
- (4) 外国人介護職員の日本語学習(日本人職員の日本語指導方法の学習を含む。)
- (5) 日本人職員及び外国人介護職員の異文化理解の学習
- (6) 介護技能実習評価者養成講習の受講
- (7) その他コミュニケーションを促進し、外国人介護職員の受入環境を整備するために必要と考えられる取組

- ◆ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施した上記事業に係る経費が補助の対象となります。
- ◆ 外国人介護職員の雇用前、本補助金の交付申請前に発生した経費も補助の対象となります。

補助対象事業の例(※1)	対象経費の例
外国人介護職員が理解しやすい業務マニュアルの整備(母語への翻訳、ルビ振り、介護用語の統一等)	翻訳料、印刷費、委託料等
外国人向けの介護用語、介護技術に関する教材等の購入	教材費
多言語翻訳機の購入又はリース(※2)	購入費、リース料
外国人介護職員による日本語学習、日本の文化・マナーに関する理解向上の取組	受講料、講師謝金、教材費、講習会場への交通費、会場使用料 等
日本人職員の日本語指導力向上の取組(「やさしい日本語」に関する講習受講等)	
日本人職員の異文化理解、外国人とのコミュニケーション方法の理解に関する取組	

(※1) 上記以外のコミュニケーションを促進する事業も補助対象となる場合があります。

(※2) 多言語翻訳機以外の機器(パソコン、タブレット等)の費用は対象外です。

補助基準額

1事業所当たり30万円 [補助率 2/3]

【補助額算定例】事業所が対象経費を27万円支払った場合
 (内訳) 介護マニュアル翻訳料20万円 + 多言語翻訳機購入7万円(3.5万円×2台)
 ⇒30万円と27万円を比較。小さい方の額に補助率2/3を乗じた額が補助額となる。
 ⇒27万円×2/3=18万円(1,000円未満の端数は切り捨て)

交付申請スケジュール(予定)

※スケジュールは変更する場合があります。

交付申請受付	10月上旬～11月中旬
交付決定	1月下旬
実績報告提出期限	4月上旬
補助金交付	5月下旬

書類提出先・問い合わせ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当
 TEL:03-3344-8627 (月)～(金) 9:00～17:30
 HP :<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>